

(仮称)第7次千代田区ジェンダー平等 推進計画(案)策定に係る検討資料

【参考資料】

目次

- 1 (仮称)第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画(案)について
- 2 (仮称)第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画の位置付け(案)
- 3 千代田区ジェンダー平等推進行動計画施策体系の変遷(第3次～第6次)
- 4 第7次計画施策体系の考え方①(第4次計画との比較から)
- 5 第7次計画施策体系の考え方②(第5次計画との比較から)
- 6 【参考】千代田区 第4次基本構想(令和5年3月策定)の構成
- 7 【参考】台東区 第6次男女平等推進行動計画はばたきプラン21(第6次)の構成
- 8 【参考】練馬区 第6次練馬区男女共同参画計画の構成
- 9 【参考】内閣府 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)(令和7年8月)の構成
- 10 【参考】東京都 男女平等参画推進総合計画(令和4年3月策定)の構成
- 11 【参考】東京都 男女平等参画推進総合計画改定の間まとめ(令和7年11月)の構成
- 12 【参考】東京都 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画(令和6年7月策定)の構成

1 (仮称)第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画(案)について

(令和8年3月9日現在)

1 計画の位置付け (計画期間:令和9(2027)年度から令和14(2032)年度までの6年間)

- ・男女共同参画基本法(平成11年(1999年)6月制定)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画
- ・千代田区第4次基本構想を上位計画とし、第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画を継承
- ・千代田区配偶者暴力対策基本計画・千代田区女性活躍推進計画・(仮称)千代田区女性支援基本計画を包含
- ・国の第6次男女共同参画基本計画(予定)、東京都男女平等参画推進総合計画等を勘案

2 「基本理念」の設定

- ・「千代田区第4次基本構想」で定める将来像を踏まえ、区の地域特性を活かした千代田区ならではの視点を設定
- ・国や東京都、他自治体の計画等を参考に、男女平等・配偶者暴力対策・女性活躍推進・女性支援に係る計画の考え方を包括

「基本理念」設定に当たってのキーワード

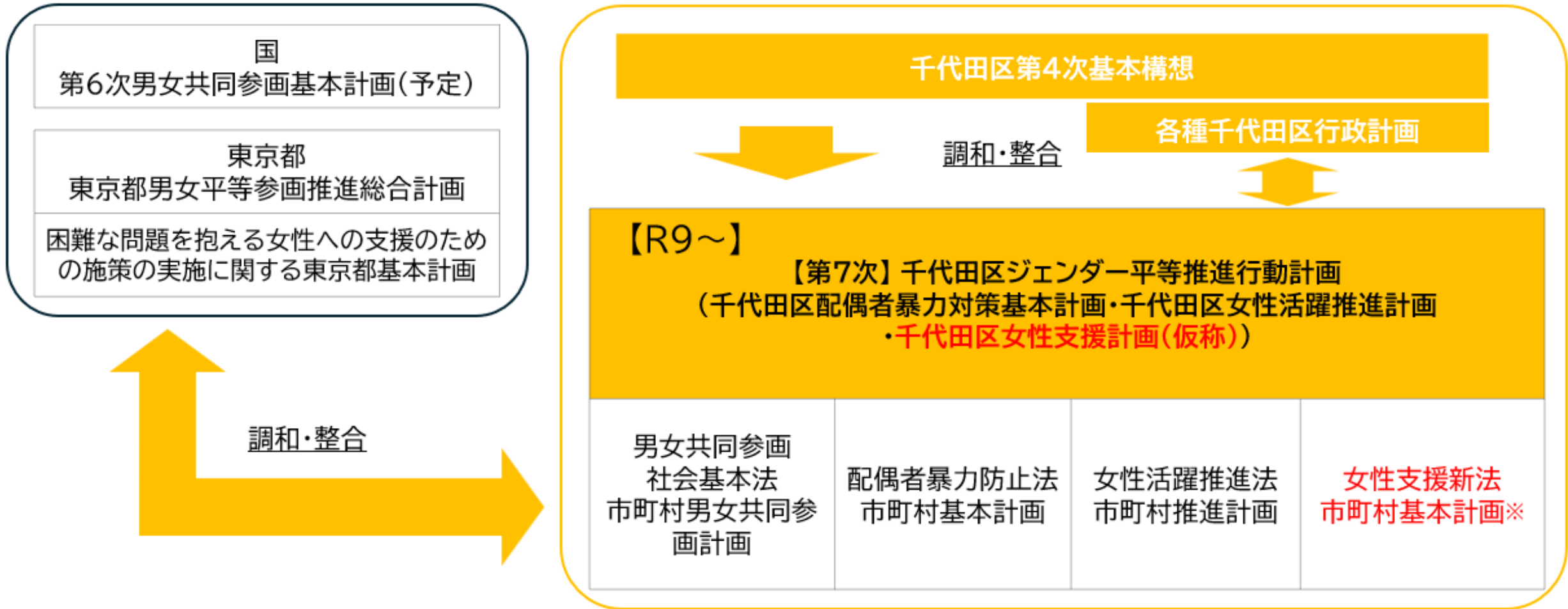
①多様性を尊重し認めあう社会づくり ②安心して快適に暮らせるまち ③活気とにぎわいのあるまち ※区第4次基本構想から引用

3 計画にあたっての「基本的な考え方」の設定

- ・「基本理念」設定に当たってのキーワードに対応する形で、「基本的な考え方」を仮で設定
- ・区民会議による中間まとめの内容を踏まえ、「基本的な考え方」を再度検討

	基本的な考え方(仮案)	包含計画
①	個が尊重され、違いを活かし合える社会の基盤づくりをめざす	男女平等参画計画
②	困難や暴力から守られ、安心して生活できる社会をめざす	配偶者暴力対策基本計画・女性支援基本計画
③	男女がともに活躍し、活力を生み出す社会をめざす	女性活躍推進計画

2 (仮称)第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画の位置付け(案)



※困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第8条第3項

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

3 千代田区ジェンダー平等推進行動計画施策体系の変遷(第3次～第6次)

名称	基本理念	基本的な考え方	視点	目標	上位計画 包含計画
第3次千代田区 男女平等推進行 動計画 (H19～H23)	性別や世代を 超えて多様な 個性が尊重さ れ、だれもが 等しく参画で きる共生社会 の実現		①多様性を尊重した社会の実現 ②仕事と生活とが調和した(ワーク・ライフ・バランス)社会の実現 ③ドメスティック・バイオレンス等を根絶した安全・安心な社会の実現	①学校教育や生涯学習の充実により、男女平等意識の定着を図ります ②人権を尊重し、生涯にわたる健康支援を進めます ③家庭における男女共同参画を進めます ④男女がともに働きやすい環境をつくります ⑤地域活動等あらゆる分野への男女共同参画を進めます ⑥計画を推進するための体制を充実します	【上位】 千代田区第3 次長期総合計 画
第4次千代田区 男女平等推進行 動計画 (H24～H28)	性別による不 平等がなく、 だれもが自分 で生き方を選 ぶことができ、 その選択が認 められて参画 できる社会の 実現	①人生の選択肢を広げ、より多様な 生き方ができる社会をめざす ②人々の生活や働き方の変化に即した、 具体的で実効性のある支援をする ③DV・虐待等の根絶をめざすとともに、 被害者の支援をすすめる		①人生の選択肢を広げるとともに、男女平等の意識の定着を図る ②すべての暴力をなくし、安全・安心な社会を実現する ③あらゆる分野において男女共同参画をすすめる ④人々の暮らしや働き方の変化に対応した、支援の充実を図る ⑤推進体制の充実を図る	【上位】 千代田区第3 次長期総合計 画 【包含】 千代田区配偶 者暴力対策基 本計画
第5次千代田区 男女平等推進行 動計画 (H29～H33)		①性別や性的指向、性自認にかかわ らず、だれもが尊重される社会をめ ざす ②多様なライフスタイルが実現できる 社会をめざす ③互いに認め合い、だれもが参画で きる社会をめざす		①人権を尊重し、健康的な生活を支援する ②配偶者・児童等への暴力や性的いやがらせ行為・性暴力を根絶する ③ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する ④地域社会における男女共同参画をすすめる ⑤行動計画の推進体制を充実する	【上位】 ちよだみらい プロジェクト (千代田区第3 次基本計画) 【包含】 千代田区配偶 者暴力対策基 本計画・千代田 区女性活躍推 進計画
第6次千代田区 男女平等推進行 動計画 (R4～R8)		①SDGs(持続可能な開発目標)・ジェ ンダー平等の視点を反映する ②ジェンダー平等が男性にとっても重 要であると認識し、男女共に進めてい く必要がある ③新型コロナウイルス感染症の拡大に 伴い、顕在化した社会的に弱い立場に ある人々への問題に対応する		①人権を尊重し、健康的な生活を支援する ②配偶者・児童等へのあらゆる暴力を根絶する ③配偶者・児童等へのあらゆる暴力を根絶する ④地域社会におけるジェンダー平等を推進する ⑤行動計画の推進体制を充実する	

①基本理念＝第4次計画で設定 ②基本的な考え方＝第5次計画で設定 ③視点の設定は計画年次によって異なる

4 第7次計画施策体系の考え方①（第4次計画との比較から）

『第4次計画』基本理念 ※『第4次計画』で以下のとおり記載

記載箇所	第4次計画
巻頭言	今回策定した「第4次千代田区男女平等推進行動計画」では、現行の行動計画を引き継ぎながら、 新たな基本理念 のもと5つの目標を掲げて男女共同参画社会の実現をめざします。 配偶者暴力の防止・早期発見・被害者支援を重要な課題と捉え、配偶者等からの暴力を根絶し男女の平等と人権が尊重される社会の実現に向け一層取り組みを強化するため、「千代田区配偶者暴力対策基本計画」をあわせて策定しました。
第1章 計画の枠組み(本文5頁)	<p><千代田区の動き> 千代田区では、(中略)と改定を重ねてきました。 「第3次千代田区男女平等推進行動計画」では、①多様性を尊重した社会の実現、②仕事と生活とが調和した社会の実現、③DV等を根絶した安全・安心な社会の実現という3つの視点のもと、「性別や世代を超えて多様な個性が尊重され、だれもが等しく参画できる共生社会の実現」を基本理念として男女共同参画を推進してきました。 これまでの成果としては、(中略)などがあげられます。 その一方で、平成 23(2011)年4月1日現在における区の審議会等の女性委員の割合は 28.4%(数値目標では一方の性が 40%を下回らないようする)、区役所内の女性管理職の比率は 14.1%(数値目標では 20%以上にする)にとどまるなど、「第3次千代田区男女平等推進行動計画」が掲げている平成 23(2011)年度末の目標達成に向けて課題が残る施策もあります。 さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正により、配偶者暴力対策基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が区市町村の努力義務となったことからも、DV 対策の充実を図る必要があります。</p>
第2章 基本理念・基本的な考え方・全体像(9頁)	<p><1 計画の基本理念> 千代田区に住み、働き、学び、活動する人々、企業、団体等と協働しながら男女共同参画を推進するために、本計画の基本理念を次のとおりとします。 →性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現</p>

「千代田区配偶者暴力対策基本計画」を包含したことにより、**第4次計画で基本理念の改定に至ったものと推測**

6 【参考】千代田区第4次基本構想(令和5年3月策定)の構成

記載箇所	内容
1 区と基本構想の役割	・住民に最も身近な基礎的な地方公共団体としての役割 ・基本構想の役割
2 めざすべき将来像	<p>【伝統と未来が調和し、躍進するまち ～ 彩りあふれる、希望の都心 ～ 】 社会の変化が激しい時代にあっても、私たちは、先人が築いてきた伝統を大切にしながら、新たな時代における文化や価値観とも調和をはかり、未来に向け力強く躍進し続けます。そして、人やまちとのつながりを大切に、住み続けられるまちをめざすとともに、千代田に住み、働き、学び、集うすべての人々が輝き、彩りにあふれ、将来にわたって希望に満ちた魅力あふれるまちをめざします。</p>
3 分野別の将来像	<p>「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」 ・多様なライフスタイルやライフステージに応じ、安心して子育てができています。 ・すべての子どもたちの個性や意思が尊重され大切に育まれながら、すくすくと成長しています。 ・お互いに支えあい、誰ひとり取り残されることがなく、自分らしく、自立した生活を送ることができています。 ・衛生的な環境のもと、いきいきと健康に暮らしています。 ・生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっていきます。 ・伝統や歴史、文化芸術に触れ、受け継ぎ、学んでいくことで、心が豊かになっています。</p> <p>「集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち」 ・活発な事業活動により、地域がうるおい、豊かな暮らしを享受できています。 ・人とのつながりが感じられ、支えあうことができています。</p> <p>「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」 ・良好な環境が次世代に継承され、このまちに愛着や誇りを感じています。 ・人にやさしいまちづくりにより、便利で快適な都心生活を送っています。 ・地域特性を踏まえた強靱な都市基盤や災害に備えた体制のもとで、安心して暮らすことができています。</p>
4 基本構想の実現に向けて	<p>「変化の激しい時代への柔軟な対応」 私たちは、変化が激しく将来の予測が難しい時代を迎えています。このような中で将来像を実現していくためには、機動的な区政運営が不可欠です。このため、効果的・効率的な行財政運営に努めるとともに、新たな技術や民間活力も積極的に活用しながら、様々な課題に柔軟に対応していきます。</p> <p>「多様性を尊重し認めあう社会づくり」 将来像を実現し、豊かな地域社会を持続可能なものとするためには、多様な価値観や考え方を尊重し、互いに認めあうことが重要です。このため、多様性を包摂する社会づくりを推進します。また、国際都市東京の中心である千代田区として、国や文化などの多様性を尊重し、人権や平和を守る取組みを進めていきます。</p> <p>「参画・協働の推進」 区と区民が一丸となって将来像を実現していくため、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への区民の主体的な参画を推進していきます。また、区民の様々な意見を尊重し、区民からの理解を得られるよう努めます。さらに、区民、事業者、他自治体など、様々な主体との連携、協働を推進し、地域課題の解決や新たな活力の創出に繋げていきます。</p>

7 【参考】台東区 第6次男女平等推進行動計画はばたきプラン21(第6次)の構成

記載箇所	内容
1 計画の位置づけと計画期間	○台東区男女平等推進基本条例及び男女共同参画社会基本法に基づく計画であるとともに、本計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「 台東区女性活躍推進計画 」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「 台東区配偶者暴力防止基本計画 」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「 台東区女性支援基本計画 」として位置づけるもの。【計画期間】令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間
2 基本理念	多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるためのジェンダー平等社会の実現 ※基本理念のもと、「性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識しようという視点」(ジェンダーの視点)を区政運営の横断的な視点として、 3 つの基本目標 を設定し、施策を推進する
3 基本目標と施策体系	<p>【基本目標 1】 あらゆる分野への男女平等参画の推進</p> <p>施策(1)ジェンダー平等意識の形成 ① 広報・啓発活動の充実 ② 男性への男女平等参画の取組 ③ ジェンダー及び性の多様性に関する理解の促進に向けた教育・学習の提供</p> <p>施策(2)意思決定過程への男女平等参画の推進 ① 審議会等への男女平等参画の推進 ② 区民が立案・参画する機会の増加 ③ 区民の社会・地域活動への参加の促進</p> <p>施策(3)男女平等参画の視点に立った防災・復興体制の確立 ① 男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進</p>
	<p>【基本目標 2】 職業生活における女性の活躍推進 【台東区女性活躍基本計画】</p> <p>施策(4)女性の就業・登用・起業の機会拡大 ① 働き方の変革と事業者等への取組の支援 ② 女性への就職・再就職支援、起業支援、キャリア形成支援 ③ 区の働き方の変革と女性の活躍推進</p> <p>施策(5)ワーク・ライフ・バランスの実現 ① ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 ② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への支援</p> <p>施策(6)子育て世代・介護者への支援 ① 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実 ② 子育てに関する支援者の育成 ③ 子育て世代の居場所づくり、ネットワークづくりの支援 ④ ひとり親家庭等への支援 ⑤ 介護者への支援 ⑥ 男性の家事・育児・介護への参画支援</p>
	<p>【基本目標 3】 誰もが安心して暮らせる環境の整備</p> <p>施策(7)配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護 【台東区配偶者暴力防止基本計画】【台東区女性支援基本計画(一部)】 ① DV 相談業務の充実と関係機関との連携 ② DV 被害者の安全の確保と自立支援 ③ 配偶者等からの暴力を防止するための取組</p> <p>施策(8)あらゆる暴力の防止への取組 【台東区女性支援基本計画(一部)】 ① ハラスメント防止 ② ストーカー行為の防止に関する周知・情報提供と関係機関との連携 ③ 性暴力等の防止に関する意識啓発と情報提供</p> <p>施策(9)生涯を通じた男女の健康支援 ① 女性の人生の各ステージに対応した健康支援の充実 ② 生涯を通じた健康づくりの推進 ③ 成長過程に応じた性に関する理解の促進</p> <p>施策(10)困難を抱える方への支援の充実 【台東区女性支援基本計画】 ① 困難な問題を抱える女性への支援 ② 若年層の性的搾取の防止に関する啓発 ③ 高齢者への支援 ④ 障害者への支援</p> <p>施策(11)誰もが自分らしく生きられる社会の実現 ① 性の多様性に関する理解の促進と相談体制の整備 ② 外国人向け情報提供及び相談事業の充実 ③ ヤングケアラー問題への対応</p>
	<p>【計画推進の基盤】 ジェンダーの視点による区政運営の推進</p> <p>(1)男女平等参画の総合的推進 (職員への研修体制、計画進捗状況の把握、評価体制づくり) (2)男女平等推進プラザの機能強化 (区民との協働、相談事業の充実、認知度向上) (3)国・東京都・企業・NPO 等との連携 【台東区女性支援基本計画(一部)】</p>

8 【参考】練馬区 第6次練馬区男女共同参画計画の構成

記載箇所	内容
1 計画の位置づけと計画期間	<p>○男女共同参画社会基本法に基づく計画 ○第5次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画 ○困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」 ○女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」 【計画期間】令和7年度から令和11年度までの5年間</p>
2 基本理念	<p>男女共同参画社会の実現に向けて、性別、人種、年齢、職業・働き方、価値観など、人と人との違いを認め合い、自らの希望に沿った生き方を選択できる「一人ひとりが自由に輝くまち」を目指します</p>
3 基本目標と施策体系	<p>【目標1】認め合い自由に生きる意識を育む</p> <p>施策(1)認め合い自由に生きる意識を育む啓発の推進 (1)人権を尊重し、多様な生き方を認める意識の形成と啓発の強化 ※外国人への支援を【新規・充実】として整理 (2)ジェンダー平等を進めるための情報発信の強化 (3)子どもの頃からの理解の促進 ※子ども向け啓発事業【新規】</p>
	<p>【目標2】困難な問題を抱える女性等を支援する</p> <p>施策(1)配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援 【第5次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画】 (1)被害者の相談から生活再建までの支援 ※LINE相談の実施【新規・充実】、加害者更生に関する取組の検討を明記 (2)配偶者等暴力の防止に向けた啓発 (3)相談員の育成 施策(2)性暴力やハラスメント等の防止 (1)ストーカー、性暴力等の暴力の防止に関する啓発 ※発達段階に応じた性に関する知識や暴力の防止に向けた啓発【充実】 (2)ハラスメント等の防止 施策(3)困難な問題を抱える女性の早期発見と早期支援 【困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」】 (1)関係機関や民間団体と連携した支援調整機能の強化 ※支援調整会議の設置【新規】 (2)若年女性などへの支援の充実 ※若年女性のための居場所事業の実施【新規】、出張型相談、若年女性のためのLINE相談【新規】、ひとり親家庭自立応援プロジェクト【充実】、緊急一時保護期間後等のミドルステイ事業【新規】</p>
	<p>【目標3】男女が共に活躍できる道を広げる ※施策(1)~(3)【女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」】</p> <p>施策(1)誰もが働きやすい職場環境づくりと女性の就労、再就職、能力開発への支援 (1)事業者に向けた働きやすい職場環境づくりへの支援 (2)女性活躍推進のための就労、起業、再就職に関する支援 ※区の契約制度における女性活躍の支援【新規】(えるぼし認定) 施策(2)政策等・方針決定過程における男女共同参画 (1)区の審議会等委員への女性の積極的な参画 (2)委員公募に関する女性への啓発 施策(3)家庭における男女の協働 (1)家事・育児に家族で取り組むための支援 (2)子育てに関する支援 (3)介護等に関する支援 施策(4)様々な人に配慮した災害対策 (1)防災活動への女性の参加促進 (2)多様な視点や安全に配慮した避難拠点運営 施策(5)女性の健康への切れ目のない支援 (1)リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する啓発 (2)妊娠・出産等に関する支援 (3)こころとからだの健康づくりに関する支援</p>

9 【参考】内閣府 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案) (R7年8月)の構成

記載箇所	内容
<p>第1部 基本的な方針</p>	<p>1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会(以下、4つを提示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する <p>2 社会情勢の現状、予想される環境変化</p> <p>3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等</p>
<p>第2部 制作編 ※ I～IIの各政策領域の下に重点的に取り組む12の個別分野を設けている</p>	<p>I 男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1分野: ライフステージに応じて全ての人々が希望する働き方を選択できる社会の実現 (働き方改革の更なる推進、多様で柔軟な働き方、仕事と育児の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進 等) 第2分野: あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (政治・司法・行政・経済・学術・教育、スポーツ、メディア等・専門技術職、各種団体等) 第3分野: 女性の所得向上と経済的自立の実現 (ポジティブ・アクション、待遇改善、ハラスメントに係る意識啓発・防止対策 等) 第4分野: 生涯を通じた男女の健康への支援 第5分野: テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進 (ジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーション 等) 第6分野: ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 (性犯罪・性暴力対策、こども・配偶者暴力の防止、被害者保護の促進、ストーカー事案対策への推進 等) 第7分野: 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 第8分野: 防災・復興における男女共同参画の推進 (国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化、地方公共団体の取組促進 等)
	<p>II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 第9分野: 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進 (地域活動における男女共同参画の推進 等) 第10分野: 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 第11分野: 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 第12分野: 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	<p>III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国内の推進体制の充実・強化 (男女共同参画の担い手となる人材の育成や確保、男女共同参画機構を新設 等) ② 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進 (政策方針決定過程への女性の参画促進、ジェンダー統計の充実 等)

当初、令和7年度中の第6次基本計画策定の予定であったが、年内策定見送りとの報道あり

10 【参考】東京都 男女平等参画推進総合計画(令和4年3月策定)の構成

記載箇所	内容			
1 計画の位置づけ、計画期間	<p>○計画の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、配偶者暴力防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成 ・男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画 <p>○計画期間 令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5か年</p>			
2 めざすべき男女平等社会のあり方	<p>女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現 (以下、3つの視点から取組を強化)</p> <p>①誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり ②根強い固定的性別役割分担意識等の変革 ③男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組</p>			
3 基本的な考え方や3つの柱	<p>【基本的な考え方】男女平等参画推進に向け、企業の取組を加速させるとともに、家庭・職場などあらゆる場面での意識改革等を促していく</p> <p>第1の柱: ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進 第2の柱: 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ 第3の柱: 配偶者暴力対策</p>			
4 具体的な施策	1 東京都女性活躍推進計画	<p>I ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活と仕事を両立できる環境づくり <ol style="list-style-type: none"> 柔軟な働き方の普及・定着促進 雇用機会の均等と女性の職域拡大・登用促進 女性の就業継続やキャリア形成 妊娠・出産・子育てに対する支援 介護に対する支援 職場や就職活動におけるハラスメントの防止 起業等を目指す女性に対する支援 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援 生涯を通じた男女の健康支援 	<p>II 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活と仕事における意識改革 <ol style="list-style-type: none"> 「働く」の意識改革 男性の家事・育児参画に向けた意識改革 男女平等参画に向けた意識改革 社会制度・慣行の見直し 教育・学習の充実 <ol style="list-style-type: none"> 学校での男女平等 若者のキャリア教育の推進 多様な学習・研修機会等の提供 あらゆる分野における女性の参画拡大 <ol style="list-style-type: none"> 政治・行政等分野 防災・復興分野 地域活動 	<p>III 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ひとり親家庭への支援 高齢者への支援 若年層への支援 障害者への支援 性的少数者への支援
	2 東京都配偶者暴力対策基本計画	<p>配偶者暴力対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 多様な相談体制の整備 安全な保護のための体制の整備 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 関係機関・団体等の連携の推進 人材育成の推進 二次被害防止と適切な苦情対応 調査研究の推進 	<p>男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 性暴力被害者に対する支援 ストーカー被害者に対する支援 セクシュアル・ハラスメント等の防止 性・暴力表現等への対応 	

11 【参考】東京都 男女平等参画推進総合計画改定の間まとめ(R7年11月)

記載箇所	内容		
1 中間まとめについて	<p>現総合計画(東京都男女平等参画推進総合計画(令和4年3月策定))の計画期間が令和8年度末で終了することから、令和7年4月に知事から諮問を受け、総合計画の改定に当たっての基本的考え方について審議がなされ、これまでの議論を踏まえ、中間のまとめとして取りまとめされたもの。 【作成:東京都男女平等参画審議会】 ※令和7年11月にパブリックコメント実施</p>		
2 総合計画改定にあたっての基本的事項	<p>1:計画の位置づけ 2:他計画との関係の整理(『2050 東京戦略』を踏まえた総合計画とする) 3:男女平等参画の視点の一層の推進(都のあらゆる施策について男女平等参画の視点から見直し等を行う) 4:数値目標と事業評価・進捗管理(現状を踏まえた実現可能な目標値を基本) 5:東京ウィメンズプラザ(都男女センター)の機能強化や様々な主体との連携強化 6:都民への広報の強化</p>		
3 次期総合計画に盛り込む政策の方向性	<p>1 ~自分らしく生きていく~ 自らが希望する生き方を選択できる社会を目指して</p>		
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="372 522 1429 678"> <p>(1)ライフイベントやライフステージに応じた様々な支援 ○ 就学・就職の進路選択拡大 ○ 結婚・妊娠・出産・育児・介護等支援 ○ ひとり親など困難に直面する人への支援 など</p> </td> <td data-bbox="1429 522 2491 678"> <p>(2)家庭・地域での活動を支援 ○ 家事・育児分担に関する取組 ○ 健康に向けた支援・スポーツでの後押し ○ 地域活動・ボランティアへの参画 など</p> </td> </tr> </table>	<p>(1)ライフイベントやライフステージに応じた様々な支援 ○ 就学・就職の進路選択拡大 ○ 結婚・妊娠・出産・育児・介護等支援 ○ ひとり親など困難に直面する人への支援 など</p>	<p>(2)家庭・地域での活動を支援 ○ 家事・育児分担に関する取組 ○ 健康に向けた支援・スポーツでの後押し ○ 地域活動・ボランティアへの参画 など</p>
	<p>(1)ライフイベントやライフステージに応じた様々な支援 ○ 就学・就職の進路選択拡大 ○ 結婚・妊娠・出産・育児・介護等支援 ○ ひとり親など困難に直面する人への支援 など</p>	<p>(2)家庭・地域での活動を支援 ○ 家事・育児分担に関する取組 ○ 健康に向けた支援・スポーツでの後押し ○ 地域活動・ボランティアへの参画 など</p>	
	<p>2 ~女性がいきいき働ける~ 雇用・就業分野における女性活躍の促進</p>		
	<p>○女性が個性や能力を発揮して活躍できる環境整備一層推進するため、新たな条例を策定し、それを原動力として、誰もが生き生きと暮らす社会の実現を目指す</p>		
	<p>3 ~ささえる、ひろめる~ 男女平等参画を阻む意識改革や環境整備</p>		
<table border="0"> <tr> <td data-bbox="372 819 1429 1018"> <p>(1)社会のマインドチェンジ ○ 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への取組 など</p> </td> <td data-bbox="1429 819 2491 1018"> <p>(2)安心して暮らせる環境づくり ○ 痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為防止 ○ セクシュアル・ハラスメント行為の防止 ○ 社会施設における設備等の整備(女性用トイレの設置数等) ○ 女性の視点を生かした災害対応(避難所や防災訓練・防災組織の運営) など</p> </td> </tr> </table>	<p>(1)社会のマインドチェンジ ○ 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への取組 など</p>	<p>(2)安心して暮らせる環境づくり ○ 痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為防止 ○ セクシュアル・ハラスメント行為の防止 ○ 社会施設における設備等の整備(女性用トイレの設置数等) ○ 女性の視点を生かした災害対応(避難所や防災訓練・防災組織の運営) など</p>	
<p>(1)社会のマインドチェンジ ○ 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への取組 など</p>	<p>(2)安心して暮らせる環境づくり ○ 痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為防止 ○ セクシュアル・ハラスメント行為の防止 ○ 社会施設における設備等の整備(女性用トイレの設置数等) ○ 女性の視点を生かした災害対応(避難所や防災訓練・防災組織の運営) など</p>		
<p>4 配偶者暴力対策</p>			
<table border="0"> <tr> <td data-bbox="372 1065 1429 1286"> <p>(1)切れ目のない支援体制の整備 ○ 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 ○ 多様な相談体制の整備 ○ 安全な保護の体制の整備 ○ 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 (トラウマ・インフォームドケアの考え方)</p> </td> <td data-bbox="1429 1065 2491 1286"> <p>(2)関係機関の連携・人材育成等 ○ 関係機関・団体等の連携の推進 ○ 人材育成の推進 ○ 調査研究の推進</p> </td> </tr> </table>	<p>(1)切れ目のない支援体制の整備 ○ 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 ○ 多様な相談体制の整備 ○ 安全な保護の体制の整備 ○ 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 (トラウマ・インフォームドケアの考え方)</p>	<p>(2)関係機関の連携・人材育成等 ○ 関係機関・団体等の連携の推進 ○ 人材育成の推進 ○ 調査研究の推進</p>	
<p>(1)切れ目のない支援体制の整備 ○ 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 ○ 多様な相談体制の整備 ○ 安全な保護の体制の整備 ○ 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 (トラウマ・インフォームドケアの考え方)</p>	<p>(2)関係機関の連携・人材育成等 ○ 関係機関・団体等の連携の推進 ○ 人材育成の推進 ○ 調査研究の推進</p>		

12 【参考】東京都 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画(令和6年3月策定)

記載箇所	内容
1 計画の位置づけと計画期間	<p>○ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づく、都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画として策定 ○ 「東京都男女平等参画推進総合計画」等の関連する計画と整合性を図り策定 ○ 都政の新たな羅針盤「未来の東京」戦略の趣旨を踏まえて策定</p> <p>【計画期間】令和6年度から令和10年度までの5年間</p> <p>【事務局】東京都福祉局子ども・子育て支援部育成支援課</p>
2 計画理念	<p>困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現</p>
3 計画策定に当たったポイント	<p>○ 東京都女性相談支援センターと東京都女性相談支援センター多摩支所、全区市・都の西多摩福祉事務所や支庁に配置されている女性相談支援員、5か所の女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化、医療機関・警察等の関係機関や多様な支援を提供する民間団体等と連携・協働した支援体制の構築</p> <p>○ 日本有数の繁華街を複数抱える東京ならではの若年女性への対策を関係機関と連携し、より一層充実</p> <p>○ 当事者や区市町村、女性自立支援施設、民間団体等に対して幅広く調査・ヒアリングを行い、把握した意見も踏まえて計画を策定</p>
4 5つの基本目標と今後の取り組み	<p>基本目標1 対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供</p> <p>① 相談体制の整備等による対象者の早期の把握 ② 気軽に立ち寄れる居場所の整備 ③ 多様な一時保護先の確保</p> <p>④ 専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決 ⑤ 自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援の提供</p> <p>⑥ 地域での安心な生活を支えるアフターケア ⑦ 予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援 ⑧ 東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援</p> <p>基本目標2 本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施</p> <p>① 適切なアセスメントの実施 ② 本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加</p> <p>③ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進 ④ 社会資源の把握による最適な支援の提供</p> <p>基本目標3 同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化</p> <p>① 同伴児童への心理的サポート等の実施 ② 個々の状況に応じた多様な学習支援や楽しめる機会等の確保</p> <p>③ 母子同一の場所での一時保護 ④ 児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関等との連携による支援</p> <p>基本目標4 困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進</p> <p>① 関係団体等と協働した若年女性等支援の推進 ② 関係機関・民間団体等と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルへの対応</p> <p>③ 関係機関・民間団体等と連携した「トー横」問題への対応 ④ 予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援 ⑤ 若年女性が受け入れやすい支援</p> <p>基本目標5 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進</p> <p>① 女性相談支援センターの体制強化・機能強化 ② 女性相談支援センターと児童相談所との連携強化 ③ 女性相談支援員の支助力・相談機能の強化</p> <p>④ 女性自立支援施設の体制強化 ⑤ 女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実 ⑥ 民間団体等との協働の推進 ⑦ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進</p> <p>⑧ 配偶者等暴力対策の実施 施策の周知・啓発・広報の実施</p>